

# 代理受領制度について

## ○代理受領とは

耐震改修や簡易耐震改修等の補助金について、補助金申請者の委任に基づき、城陽市から直接業者に支払う制度です。代理受領制度により、補助金申請者が耐震改修や簡易耐震改修等にかかった費用を業者に支払う際は、要した費用から補助金額を差し引いた残額分を業者に支払うこととなります。

## ○代理受領のメリット

補助金は、城陽市から直接業者に支払うこととなりますので、補助金申請者は補助金相当額の現金を用意する必要がなくなります。そのため、業者に支払う経済的な負担が少なくなります。

## ◇代理受領制度の概要

### ■代理受領制度の一例(耐震改修工事金額が250万円の場合)

